

徳島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四十九号

徳島県税条例等の一部を改正する条例

(徳島県税条例の一部改正)

第一条 徳島県税条例(昭和二十五年徳島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条の十第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号及び第三号中「県民税及び」を「個人の県民税及び個人の」に改め、同項中第五号を第六号とし、同項第四号中「と個人」を「個人」に、「との」を「及び森林環境税の課税額の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 森林環境税の課税額の総額

第二十条の十第二項及び第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「場合においては」を「と認める場合には」に改める。

附則第十八項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に、「特例適用住宅」を「特例適用住宅」と、「同条第二項第一号」を「法第七十三条の二十四第二項第一号」に改める。

(徳島県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 徳島県税条例等の一部を改正する条例(令和元年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち徳島県税条例第二十条の十一の見出し及び同条の改正規定中「の見出し中「徴収金」の下に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同条」及び「、「徴収金」を「徴収金又は森林環境税に係る徴収金」に」を削り、「場合は」を「場合(当該地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金を併せて県に払い込む場合を含む。）」に改める。

附則

1 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第一条中徳島県税条例第二十条の十の改正規定（同条第一項中第五号を第六号とし、同項第四号を改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に一号を加える改正規定を除く。）及び附則第十八項の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県税条例第二十条の十第一項第四号及び第五号の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税の賦課徴収に関する報告について適用し、令和五年度分までの個人の県民税の賦課徴収に関する報告については、なお従前の例による。